

年 月 日

始良市選挙管理委員会委員長 様

（申出者）氏名

住所

電話番号

選挙人名簿抄本閲覧におけるパソコン使用に係る誓約書

年 月 日付で申出する選挙人名簿閲覧に関して、責任をもって下記事項及び留意事項の内容を遵守することを誓約します。

記

- 1 閲覧に際して、持ち込んだパソコン（以下、「PC」）は、ネットワーク接続をせず、キーボード打ち込みによるテキスト入力のみで使用します。
- 2 以下閲覧対象者の範囲のみ PC を使用して転記します。

（選挙人名簿抄本閲覧申出書「5 閲覧対象者の範囲」で申請した内容を記載してください。）

- 3 転記した事項を閲覧申請した目的に使用したことによる市民からの問い合わせ、苦情等に対しては誠意をもって対応します。
- 4 閲覧により知りえた事項の一切の責任は当方で負います。
- 5 転記したデータは、他に漏れない（第三者への提供をしない）よう慎重に取り扱い、その管理・保管は厳重に行います。
- 6 閲覧した事項は、申出者、閲覧者及び申し出のあった閲覧事項取扱者の範囲以外の者には一切取り扱わないようにいたします。
- 7 その他閲覧に関し、始良市選挙管理委員会の指示に従います。

選挙人名簿抄本閲覧におけるパソコン使用に係る留意事項

選挙人名簿の閲覧で取得した閲覧事項の取扱いについては、公職選挙法第 28 条の 2 第 12 項又は第 28 条の 3 第 7 項の規定に基づき、申出者は、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事項取扱者、承認法人、法人閲覧事項取扱者は個人閲覧事項取扱者（以下「閲覧者等」という。）による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

特に電磁的記録データについて情報漏えいを防止するため、下記の事項に留意してください。

記

- 1 閲覧者は、閲覧時にパソコンを使用して転記する場合、キーボード打ち込みによるテキスト入力のみとし、内臓のカメラによる撮影、レコーダー機能による録音等をしないこと
- 2 閲覧者は、閲覧時にパソコンをネットワークに接続しないこと
- 3 申出者及び閲覧者は、閲覧時及び閲覧事項データを管理する際に使用する PC に対して、ウイルス対策ソフトウェアによるフルチェックを定期的実施すること
- 4 申出者及び閲覧者等は、業務上知り得た情報をもらさないこと。退職等により業務を離れる場合も守秘義務を負うこと
- 5 申出者及び閲覧者は、電子メールで、閲覧事項データを送信しないこと
- 6 申出者及び閲覧者は、閲覧事項データについて、第三者に使用されること又は許可なく情報を閲覧されることがないように十分な措置を講ずること
- 7 申出者及び閲覧者は、閲覧事項データを必要以上に複製しないこと
- 8 申出者及び閲覧者は、閲覧事項データの管理について、インターネットを利用したネットワークストレージサービス等を使用しないこと
- 9 申出者及び閲覧者は、閲覧事項データについて、情報が保存される必要がなくなった時点で、記録した情報を復元不可能な方法で消去すること